

令和6年度泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会

次第

日時：令和6年5月31日（金）10:00～11:20
会場：泉区役所4階 ABC会議室

- 1 開会
- 2 泉区長挨拶
- 3 泉区連合自治会町内会長会会長挨拶
- 4 泉区地域防災拠点功労者表彰
- 5 役員の選任
- 6 議題
 - (1) 令和5年度事業報告・決算
 - (2) 令和6年度事業計画案・予算案

7 その他案件

(1) 令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練の実施について 泉区総務課	報告依頼
	資料1

災害時を想定し、泉区災害対策本部と地域防災拠点や関係機関等が連携した「泉区地域防災拠点同時訓練」を、今年度新たに実施します。

つきましては、本訓練に参加いただける地域防災拠点を募集しますので、地域防災拠点運営委員会で御検討の上、御回答くださいますよう、お願いいたします。

◆依頼事項

本訓練への参加申込についての依頼です。

期限：令和6年7月31日(水)

申込先：泉区総務課

(2) 令和6年度泉区地域防災拠点運営委員会委員研修の開催について 泉区総務課	報告依頼
	資料2

地域防災拠点及び地域防災拠点運営委員会の役割等についての理解を深め、日頃の活動のさらなる活性化を目的に、「泉区地域防災拠点運営委員会委員研修」を今年度も開催します。

地域防災拠点の開設と運営に関する基本的な事項を中心に説明しますので、今年度初めて地域防災拠点運営委員会委員になる皆様は、積極的に御参加くださいますよう、お願いいたします。

◆依頼事項

本研修への参加申込についての依頼です。

期限：令和6年7月19日(金)

申込先：泉区総務課

(3) 令和6年度の備蓄品の有効活用について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	報告依頼
	資料3

◆依頼事項

各地域防災拠点で有効活用を予定している備蓄食料の数量についての報告依頼です。
 期限：令和6年7月19日(金)
 提出先：泉区総務課

(4) 地域防災拠点における感染防止資器材の取扱い及び 段ボールベッド等の必要性調査について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	報告依頼
	資料4

◆依頼事項

- 1 令和2年度に各地域防災拠点に対して配布した、避難所運営用の感染防止資器材の今後の取扱いについての周知依頼です。
 - 2 段ボールベッド等の回収希望数についての調査依頼です。
- 期限：令和6年7月19日(金)
 提出先：泉区総務課

(5) 災害時のペット対策について 泉区生活衛生課	報告依頼
	資料5

◆依頼事項

各地域防災拠点におけるペットの一時飼育場所の設定状況についての調査依頼です。
 期限：令和7年2月28日(金)
 提出先：各地域防災拠点参与

(6) 各種書類の提出について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	報告依頼
	資料6

◆依頼事項

各種書類の提出についての依頼です。
 期限：資料6のとおり
 提出先：泉区総務課

(7) 応急給水訓練の実施について 水道局三ツ境水道事務所	情報提供
	資料7

水道局が実施している応急給水訓練についての情報提供です。申込方法や訓練の詳細については資料7のとおりになります。
 問合せ先：水道局三ツ境水道事務所

(8) 令和6年度地域防災拠点運営研修について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	情報提供
	資料8

総務局地域防災課主催の地域防災拠点運営委員会委員向けの研修（「集合研修」と「自宅学習編」があります。）の御案内です。研修内容や申込方法等については資料8のとおりになります。

期限：令和6年7月23日（火）
 問合せ先：総務局地域防災課

(9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災研修への参加について 政策経営局男女共同参画推進課	情報提供
	資料 9

政策経営局男女共同参画推進課主催の地域防災拠点運営委員会委員長・副委員長向けの研修の御案内です。研修内容や申込方法等については資料 9 のとおりになります。

期限：令和 6 年 7 月 31 日

問合せ先：男女共同参画センター横浜 地域防災研修 事務局

(10) 「セイフティネットプロジェクト横浜」による出前講座について 健康福祉局障害施策推進課（説明：泉区総務課）	情報提供
	資料 10

「セイフティネットプロジェクト横浜」による地域防災拠点訓練への出前講座の御案内です。出前講座の内容や申込方法は資料 10 のとおりになります。

問合せ先：横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

セイフティネットプロジェクト横浜 事務局

(11) 令和 6 年度災害時避難者向け Wi-Fi の接続・運用訓練の実施について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	情報提供
	資料 11

総務局地域防災課から、地域防災拠点に設置された Wi-Fi の接続・運用訓練についての御案内です。

訓練実施希望の地域防災施設拠点は、地域防災拠点参与を通じて泉区総務課防災担当に御連絡ください。

(12) 令和 6 年度学校の体育館大規模改修等について 教育委員会事務局教育施設課（説明：泉区総務課）	情報提供

教育委員会事務局教育施設課からの情報提供です。泉区では以下の地域防災拠点が該当しており、工事期間中は体育館の使用ができませんので、御注意ください。

- 1 体育館床改修
いずみ野中学校（7 月下旬～9 月頃）
- 2 体育館照明改修（時期未定：体育館使用期間は 2 か月程）
和泉小学校、上飯田小学校、岡津中学校
- 3 体育館空調設置
中田小学校（7 月～9 月）

(13) 地域防災拠点への簡易防災倉庫の設置について 総務局地域防災課（説明：泉区総務課）	情報提供

標準面積（26.73 m²）に満たない防災備蓄庫を設置している地域防災拠点に対し、今年度、地域防災拠点機能強化として、約 5 m²の簡易倉庫を増設するとの連絡が、総務局地域防災課からありました。

該当の地域防災拠点と今後の流れは以下のとおりです。

- 1 該当拠点
中和田小学校、東中田小学校、葛野小学校、緑園義務教育学校、西が岡小学校
- 2 今後の流れ
設置場所について、学校、地域防災拠点運営委員会委員、泉区総務課防災担当で調整し、設置場所を決定後、9 月頃に設置工事を行う見込みです。

<p>(14) 地域防災拠点に備蓄しているトイレパックの更新について 資源循環局街の美化推進課（説明：泉区総務課）</p>	<p>情報提供</p>
---	-------------

資源循環局街の美化推進課から、地域防災拠点に備蓄しているトイレパックの一部が今年度、品質保証期間を経過するため、更新を行うと連絡がありました。

泉区の全地域防災拠点が対象で、更新要領は以下のとおりです。

1 スケジュール

8月下旬～9月中旬：契約事業者から各拠点への日程調整の連絡

8月下旬～9月下旬：更新作業（品質保証期間経過予定トイレパックの回収・新しいトイレパックの納品）

2 立ち会いについて

地域防災拠点運営委員の立ち会いは必要ありませんが、立ち会いを希望される場合は、泉区総務課防災担当に御連絡ください。

<p>(15) 発災時等における消費者被害の防止に係るリーフレットについて 経済局消費経済課（説明：泉区総務課）</p>	<p>情報提供</p>
--	-------------

経済局消費経済課から災害時に発生しやすい消費者トラブルをまとめたリーフレットの
情報提供です。

泉区防災動画「地震編」

大きな地震発生にそなえるための動画です。

動画では…

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 泉区の被害 | 3. 震災時の火災対策 |
| 2. 家具の転倒防止対策 | 4. 避難行動 |

について学ぶことができます。

約16分の動画です

災害対策動画



泉区防災担当



この動画は、大きな地震の発生に備えるための防災動画です。

泉区防災動画「備蓄編」

震災や風水害時の備蓄に関する動画です。

動画では…

- | | |
|------------|--------------------|
| 1. 備蓄の基本 | 3. ライフラインの停止に備えた備蓄 |
| 2. 食料飲料の備蓄 | 4. 避難行動 |

を学ぶことができます。

約13分の動画です

災害対策動画



泉区防災担当



この動画は、震災や風水害時の備蓄に関する防災動画です。

泉総第212号
令和6年5月31日

泉区地域防災拠点運営委員会委員長 各位

泉区総務課長

令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練の実施について（依頼）

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
泉区では、災害時を想定し、泉区災害対策本部と地域防災拠点や関係機関等が連携した「泉区地域防災拠点同時訓練」を、今年度新たに実施します。

つきましては、本訓練に参加いただける地域防災拠点を募集しますので、地域防災拠点運営委員会で御検討の上、御回答くださいますよう、お願いいたします。

1 実施日時

令和6年11月17日（日）8時00分～12時00分

2 実施場所

各地域防災拠点

※泉区災害対策本部は、泉区役所に開設します。

3 実施概要（※添付のイメージ図とスケジュール案を御参照ください。）

- ・ 訓練当日の8時00分に、泉区内最大震度6強の地震が発生した想定で、泉区災害対策本部（庶務班・情報班・拠点班）と、本訓練に参加いただく各地域防災拠点と、関係機関（横浜市アマチュア無線非常通信協力会泉区支部）が同時に訓練を実施します。
- ・ 訓練開始後は、泉区災害対策本部を中心として、各地域防災拠点運営委員や拠点動員となっている本市職員との情報受伝達をはじめとした訓練を実施します。
- ・ また、各地域防災拠点においては、例年実施している拠点ごとの訓練を、本訓練と並行して実施いただくことを基本的に想定していますが、例年実施している拠点訓練を別日程で実施する場合でも、本訓練の情報受伝達訓練のみ、参加いただくことが可能です。

どちらの場合も、事前打合せ等で、泉区総務課防災担当が、各拠点の御希望や状況等をお伺いしながら、調整を進めていきます。

4 参加方法

(1) 地域防災拠点訓練として参加

- ・本訓練の実施日時に合わせて、例年実施している拠点訓練を行う方法。
- ・実施時間は、8時00分～12時00分を予定しています。

(2) 情報受伝達訓練のみ参加

- ・本訓練の実施日時に合わせて、例年実施している拠点訓練は行わないが、泉区災害対策本部との情報受伝達訓練（15分程度）のみ行う方法。
- ・実施時間は、9時00分～11時30分の間で、御希望の時間に合わせます。

5 申込方法

参加を御希望の拠点は、「令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練参加申込書」（別紙1）を令和6年7月31日（水）までに、泉区総務課防災担当あてに御提出ください。

6 今後スケジュール（予定）

5月31日（金）：泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会
「泉区地域防災拠点同時訓練」参加依頼

7月31日（水）：「泉区地域防災拠点同時訓練」参加申込期限

8月～10月：「泉区地域防災拠点同時訓練」参加地域防災拠点との事前調整等

11月17日（日）：「泉区地域防災拠点同時訓練」実施

7 その他

- ・訓練の詳細については、参加地域防災拠点が確定してから、別途お知らせします。
- ・訓練当日の7時00分の時点で気象警報が発表されている場合は訓練中止とします。

8 添付資料

- ・「令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練」イメージ図・主なスケジュール案

担当：泉区総務課防災担当 豊田・靱山
T E L：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

※令和6年7月31日(水)までにお申し込ください。

別紙 1

令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練

参加申込書

泉区総務課あて

(FAX送付先) 045 (800) 2505

(Eメール送付先) iz-bousai@city.yokohama.jp

↓御参加いただく場合は、どちらかをお選びください。

1 地域防災拠点訓練として参加

(実施時間は、8時00分～12時00分を予定しています。)

2 情報受伝達訓練のみ参加

(実施時間は、9時00分～11時30分の間で、御希望の時間に合わせられるよう調整しますので、御希望の時間帯を、その他連絡事項欄に御記入ください。)

● 御担当者

拠点名	小・中 学校地域防災拠点
役職名	
氏名	
連絡先(電話番号)	

● その他連絡事項

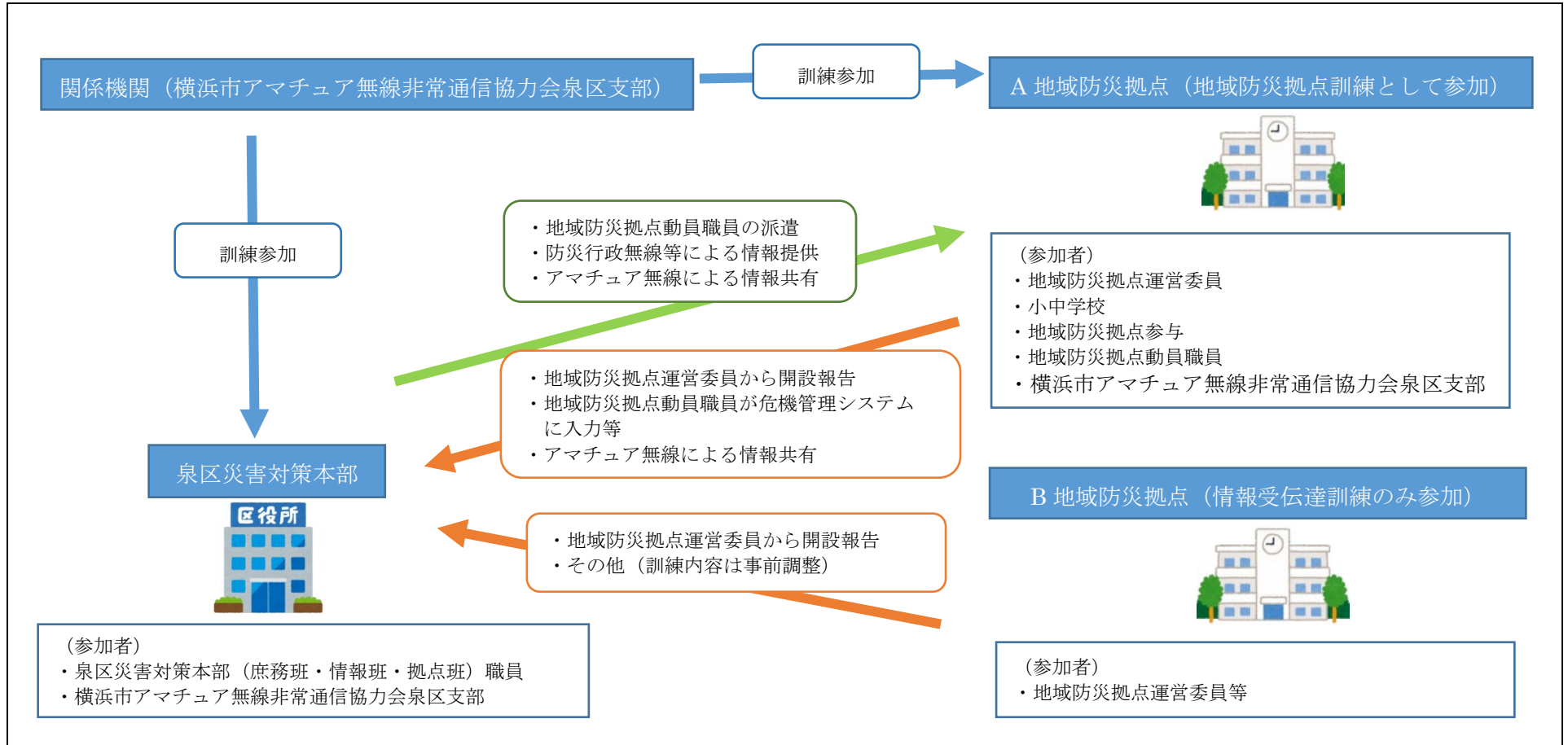
(※訓練参加にあたり、御希望や御質問がありましたら、御記入ください。)

(例)

- ・情報受伝達訓練のみの参加を希望しているが、追加で〇〇の訓練も実施したいと考えているが対応は可能か。

令和6年度泉区地域防災拠点同時訓練のイメージ図・主なスケジュール案

1 イメージ図



2 主なスケジュール案

時間	想定状況	泉区災害対策本部 (庶務班・情報班・拠点班)	地域防災拠点 動員職員	横浜市アマチュア無線 非常通信協力会泉区支部	地域防災拠点	
					拠点訓練として参加	情報受伝達訓練のみ参加
8:00	地震発生 泉区内最大震度6強	災害対策本部設置訓練 ・泉区災害対策本部を設置 (場所：泉区役所4階) ・執務室に各班職員を配置	拠点動員職員初動訓練 <区の動員職員> ・泉区役所に参集 (場所：3階会議室) <局の動員職員> ・担当の地域防災拠点に 向けて自宅を出発	アマチュア無線開設訓練 ・アマチュア無線開設準備 (場所：泉区役所 参加域防災拠点)	地域防災拠点開設訓練 ・地域防災拠点開設準備 (場所：各地域防災拠点)	
8:30			<区の動員職員> ・担当の地域防災拠点に 向けて区役所を出発 (自転車・自動車等) ・到着後、開設支援			
9:00	地域防災拠点開設			情報受伝達訓練 ・アマチュア無線本部 (泉区役所に開設)へ 開設完了報告	・泉区災害対策本部へ開設 完了報告	・泉区災害対策本部へ開設 完了報告
9:00-9:30	地域防災拠点訓練 開会式		開会式参加	開会式参加	開会式	
9:30-11:30	訓練	情報受伝達訓練 ※想定書に記載された情報について受伝達訓練を行う予定です。 ・参加地域防災拠点との 情報受伝達 ・各班で情報集約	・泉区災害対策本部との 情報受伝達 ・危機管理システムへ 情報を入力	・アマチュア無線で、情報 受伝達 (本部・参加地域防災拠点間)	・地域防災拠点動員職員と アマチュア無線担当者に 情報提供	・それぞれの希望訓練内容 (要事前調整)に応じた 情報受伝達
		災害対策本部会議準備訓練 ・参加地域防災拠点から 集約した避難者情報や 被害状況等をまとめ、 資料を作成			地域防災拠点訓練 ・泉区災害対策本部との情 報受伝達訓練と並行し て、例年実施している地 域防災拠点ごとの訓練等 を実施	
12:00	地域防災拠点訓練 閉会式		閉会式参加	閉会式参加	閉会式	

令和6年5月31日

地域防災拠点運営委員会委員長 各位

泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
事務局長（泉区総務課長）**令和6年度泉区地域防災拠点運営委員会委員研修の開催について（通知）**

日頃から、地域の防災・減災に向けた取組に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
地域防災拠点及び地域防災拠点運営委員会の役割等についての理解を深め、日頃の活動のさらなる活性化を目的に、泉区地域防災拠点運営委員会委員研修を今年度も開催します。
御多用のところ誠に恐縮ですが、年に一度の研修となりますので、ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

1 開催日時

第1回	令和6年7月26日（金）	18時30分から20時00分まで
第2回	令和6年7月27日（土）	10時00分から11時30分まで

※各回とも同一内容で実施します。

2 開催場所

泉区総合庁舎4階ABC会議室

3 対象者

地域防災拠点運営委員会委員

※今年度は、地域防災拠点の開設と運営に関する基本的な事項を中心に説明します。

今年度初めて地域防災拠点運営委員会委員になる皆様は、積極的に御参加くださいますようお願いいたします。また、委員を継続されている皆様も、年に一度の研修ですので、基本的な事項を再確認する機会としてぜひ御活用ください。

4 研修内容**(1) 講義**

- ア 地域防災拠点及び地域防災拠点運営委員会の役割等
- イ 初期の活動（点検、トイレ対策、避難者受入れ要領等）
- ウ 中期の活動（避難所運営に関する基礎事項）
- エ 地域防災拠点のペット対策について

(2) 実演

避難者スペースの区割りに関する実演・体験

5 申込方法

事務局宛に「令和6年度 泉区地域防災拠点運営委員会委員研修 参加申込書（別紙）」をFAXまたはEメールで御提出ください。

【提出期限】令和6年7月19日（金）

【提出先】泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事務局（泉区総務課防災担当）

泉区地域防災拠点運営委員会連絡協議会
事務局（泉区総務課内）

担 当：豊田・靱山

T E L：800-2309

F A X：800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

※令和6年7月19日(金)までにお申し込ください。

別紙 1

令和6年度 泉区地域防災拠点運営委員会委員研修

参加申込書

泉区総務課あて

(FAX送付先) 045 (800) 2505

(Email送付先) iz-bousai@city.yokohama.jp

小・中 学校地域防災拠点

氏名	参加回 (第1回・第2回の どちらかを選択し てください。)	地域防災拠点 運営委員歴	御連絡先 (平日9時～17時に連絡のつく電話番号・ FAX番号又はEメールアドレス)
泉 くみん	第1回	1年目	045-800-2309

※原則として、お申込みいただいた参加回（第1回又は第2回）で御参加いただけます。お申込み多数により、調整が必要な場合にのみ、事前に御連絡いたします。

◆本研修の申込みにあたり収集する氏名、御連絡先の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、研修の中止等、区役所から連絡の必要が生じた場合に利用します。

地域防災拠点運営委員長 各位

地域防災拠点における備蓄品の有効活用等について（依頼）

万緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度においても、備蓄食料の有効活用を行いますので、次のとおりご協力をお願いいたします。

1 有効活用及び数量の報告

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成30(2018)年度 (黄色ラベル)	令和7(2025)年7月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和7(2025)年1月31日
おかゆ	4箱 (20食/1箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和7(2025)年1月31日
クラッカー	3箱 (70食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和7(2025)年1月31日 又は 令和7(2025)年2月28日
ライスクッキー	1箱 (20食/箱)	令和元(2019)年度 (黒色ラベル)	令和7(2025)年1月31日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 留意点

- 賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- 対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- 年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和6年(2024)12月までに使い切ってください。
- 誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

4 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和6年7月19日までに、別紙1「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を泉区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

5 今年度新たに配備する備蓄品

地域防災拠点での授乳体制を整えるため、新たに液体ミルクを配備するとともに、ミルクの調乳などに活用できるカセットコンロ等を各1セット配備します。

詳細は、別紙2「令和6年度 備蓄品の更新スケジュール (予定)」のとおりです。

6 その他

令和6年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力をお願いいたします。

担当 : 泉区総務課防災担当 豊田・靱山

T E L : 800-2309

F A X : 800-2505

Eメール : iz-bousai@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和6年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当：_____

【注意事項】

本調査票は、令和6年7月19日（金）までに、泉区総務課へご提出ください。

担当：泉区総務課防災担当 豊田・靱山
T E L : 800-2309
F A X : 800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

【別紙2】令和6年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目		7月	8月～9月	～年度末
備蓄食料				
①	水缶詰	有効活用 の報告期限	【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】 平成30年度（2018年度）製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱）	拠点訓練等での有効活用は、 令和6年度分の備蓄食料が配送された後から 開始してください。 (有効活用しない分は、8月～9月に全て回収しま す。) ※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に 使い切ってください。 ※ 有効活用分として報告していただいた 数量が余ってしまった場合でも、 後からの回収は原則できません。
②	保存パン		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×10箱）	
③	おかゆ		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×5箱）	
④	クラッカー		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（70食/箱×2箱）	
⑤	ライスクッキー		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（20食/箱×1箱）	
⑥	ビスケット ※ 区役所のみ備蓄。 拠点では備蓄していません。		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（100食/箱×10箱） 【回収】 平成30年度（2018年度）製造分（黄色ラベル）（100食/箱×10箱）	
⑦	スープ	有効活用 不可	【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】 令和元年度（2019年度）製造分（黒色ラベル）（45食/箱×1箱） 【回収】 令和2年度（2020年度）製造分（緑色ラベル）（45食/箱×2箱）	スープ、粉ミルクについては、 一部年内に賞味期限が切れるため、 有効活用不可。 (8月～9月に全て回収します。) 新規配備
⑧	粉ミルク		【配送】 令和6年度（2024年度）製造分（白色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】 令和5年度（2023年度）製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱）	
⑨	液体ミルク		新規配備	

品目		7月	8月～9月	～年度末
生活用品				
⑩	哺乳器 ※ 緑区、青葉区、都筑区の拠点のみ更新	有効活用 不可	令和6年度は、緑区、青葉区、都筑区の拠点において 更新を行います。 2020年1月に納入したものを回収し、 今年度購入分を配送します。	有効活用不可 (8月～9月にすべて回収します。) 新規配備
⑪	小人用おむつ ※ 緑区、青葉区、都筑区の拠点のみ更新			
⑫	大人用おむつ ※ 緑区、青葉区、都筑区の拠点のみ更新			
⑬	生理用品 ※ 緑区、青葉区、都筑区の拠点のみ更新			
⑭	アルミブランケット		各拠点に配備されている老朽化が進んだ アルミブランケットを更新します。	
⑮	カセットボンベ	有効活用 不可	新規配備	粉ミルクの調乳や哺乳瓶の 煮沸など容易に行えるよう、 各1セット配備します。
⑯	カセットコンロ			
⑰	なべ			

品目		7月	8月～9月	～年度末
救助資機材				
⑱	ヘルメット ※ 令和6年度は、 ・南区 ・保土ケ谷区 ・旭区 ・磯子区 ・緑区 の拠点において更新予定。	有効活用 不可	各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを 更新します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式の ヘルメット（1拠点あたり10個）を配送します。	

【令和6年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの（5品目）】

(未使用分は、8月～9月の回収予定)

- 平成30（2018）年度製造 水缶・黄色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年7月31日まで



- 令和元（2019）年度製造 保存パン・黒色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年1月31日まで

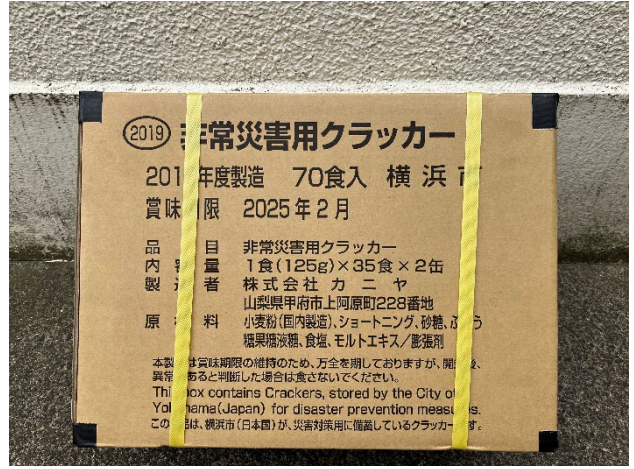


- 令和元（2019）年度製造 おかゆ・黒色ラベル
賞味期限：令和7（2025）年1月31日まで



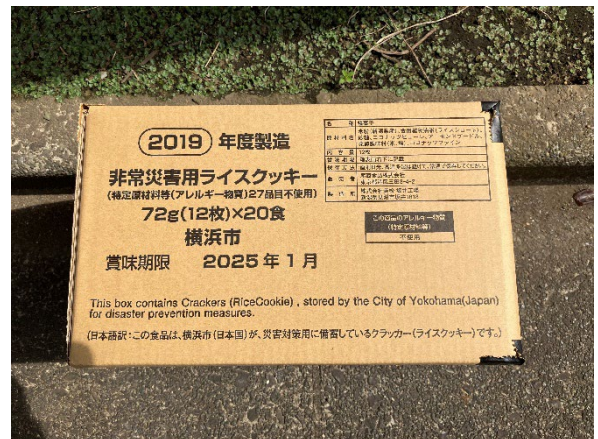
■ 令和元（2019）年度製造 クラッカー・**黒色ラベル**

賞味期限：令和7（2025）年1月31日または令和7（2025）年2月28日まで



■ 令和元（2019）年度製造 ライスクッキー・**黒色ラベル**

賞味期限：令和7（2025）年1月31日



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

■ 令和元（2019）年度製造 スープ・**黒色ラベル**

賞味期限：令和6（2024）年7月まで



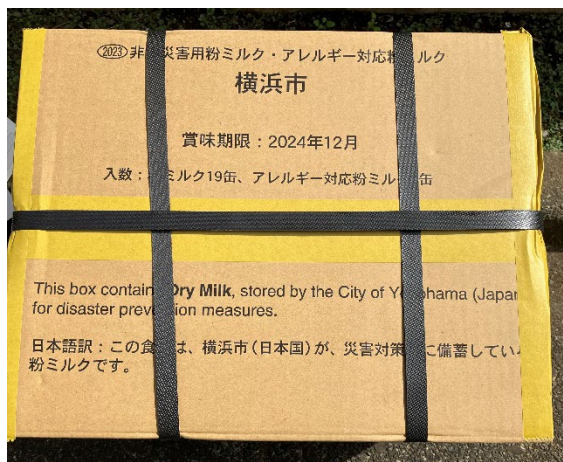
■ 令和2（2020）年度製造 スープ・**緑色ラベル**

賞味期限：令和7（2025）年7月まで



■ 令和5年（2023）年度製造 粉ミルク・**黄色ラベル**

賞味期限：令和6（2024）年12月まで



総地第85号
令和6年4月25日

各区総務課長

総務局地域防災課
避難等支援担当課長地域防災拠点における感染防止資器材の取扱い及び
段ボールベッド等の必要性調査について（依頼）

令和2年度に各地域防災拠点に対して配布した、避難所運営用の感染防止資器材の取扱いについては、「地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて」（令和5年8月15日付け総地第356号（以下「第356号通知」という。））において通知を行ったところです。

地域防災拠点（以下「拠点」という。）における感染防止資器材の取扱いについて再度周知するとともに、拠点に感染症対策用として配備した、受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッド（以下「段ボールベッド等」という。）について、拠点における必要性（回収希望数）の調査を行います。

つきましては、次のとおり、拠点への周知・調査にご協力をお願いします。

1 拠点において今後も備蓄する感染防止資器材

資器材	数量	理由（用途）
サージカルマスク	10箱（500枚）	飛沫防止のため
小さめマスク	6箱（300枚）	
消毒液（ハイター）	2本（1.2ℓ）	施設消毒のため
雑巾	10枚	
使い捨て手袋	700枚 （100枚×7袋）	施設消毒及び食事等配布のため（約1月分を想定）
泡ハンドソープ	10本	手指衛生のため
アルコール消毒液	40本（200）	
非接触型体温計	3本	避難所で検温の必要性が出た場合のため
腋下体温計	1本	

※ 今後の更新の方向性については、決定次第お示しします。

※ その他詳細は、第356号通知を参照してください。

2 段ボールベッド等の回収希望数調査について

(1) 目的

第356号通知により拠点における感染防止資器材の見直しを行いました。が、段ボールベッド等についても、拠点での保管スペースなどを踏まえて回収することとします。

一方で、段ボールベッド等は感染症対策だけでなく、避難所の生活環境の改善などにも有効となります。そのため、一律回収ではなく、拠点の状況に応じて残すことも可能としますので、各拠点の回収希望数の調査を行うものです。

(2) 調査対象品目

- ・受付用パーテーション
- ・段ボール間仕切り及び段ボールベッド

(3) ~~拠点への調査及び各区からの報告~~

- ~~ア 各拠点への調査の際には、「【別紙1】段ボールベッド等回収希望数調査票」をご活用ください。~~
- ~~イ 各拠点からの回答は、各区「表」により取りまとめ、令和6年7月31日(水)までに「地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて」を御確認ください。~~

(4) 今後の取扱い

- ア 今後、段ボールベッド等の更新は行わない予定です。
- イ 回収した段ボールベッド等（現在拠点の備蓄庫以外に保管されているものも含む。）については、発災時に、市内の被災状況を踏まえ、真に必要なと思われる拠点等に供給することを想定しています。
- ウ 拠点から回収する段ボールベッド等は、各区で個別保管することも可能とします。
- エ 調査後の段ボールベッド等の回収時期は、別途お知らせします（8～9月に実施予定の備蓄品の配送・回収とは別の時期となります。）。

3 その他

(1) ~~添付資料~~

- ~~ア 令和5年5月23日付・総地第150号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難場所等の対応について」~~
- ~~イ 令和5年8月15日付・総地第356号「地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて」~~

(2) ~~疑義等ある場合は、担当までお願いします。~~

~~【担当】~~

~~総務局危機管理室地域防災課 森崎、福田~~

~~電 話：671-2011~~

~~メール：so-chiikibousai@city.yokohama.jp~~

担当：泉区総務課防災担当豊田・初山
T E L：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

段ボールベッド等回収希望数調査票

受付用パーテーション、段ボール間仕切り及び段ボールベッドの回収希望数について、以下のとおり報告します。

- 拠点に配備されているものうち、回収希望数を記載してください。
- 回収対象は、拠点の備蓄庫に保管されているもののみとなります。方面別備蓄庫や区役所等に保管されているものは含みません。
- 回収を希望しない又は拠点の置いていない場合には、「0」と回答してください。

• 受付パーテーション	…		セット
• 段ボール間仕切り	…		セット
• 段ボールベッド	…		セット

※ 回収した段ボールベッド等（拠点の備蓄庫以外に保管されているものも含む。）、については、発災時に、市内の被災状況を踏まえ、真に必要なと思われる拠点等に供給することを想定しています。

報告者

_____区 _____地域防災拠点運営委員会

担当 : _____

【注意事項】

本調査票は、令和6年7月19日（金）までに、泉区総務課へご提出ください。

事務局 泉区総務課防災担当 豊田・靱山
 T E L : 800-2309
 F A X : 800-2505
 Eメール : iz-bousai@city.yokohama.jp

【参考資料】 段ボールベッド等写真

・受付パーテーション

以下写真が「1セット」分になります。(1箱にパーテーション2枚梱包 = 1セットです。)



外箱写真



中身写真

・段ボール間仕切り

以下写真が「1セット」分になります。(間仕切り10枚×3=30枚分で1セットです。)



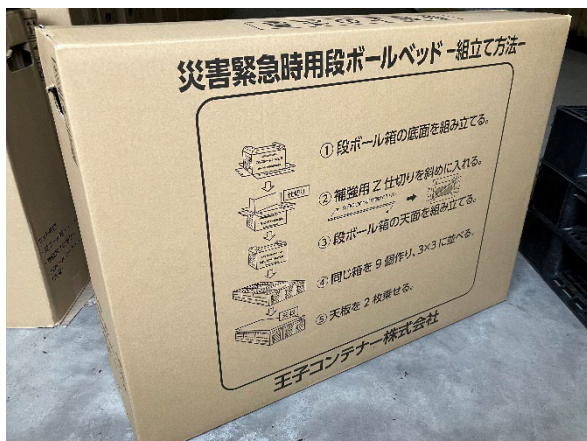
ビニール袋梱包時写真



開封時写真

・段ボールベッド

以下写真が「1セット」分になります。(1箱=1セットです。)



外箱写真1



外箱写真2

総地第 356 号
令和 5 年 8 月 15 日

各区総務課長

総務局地域防災課
避難等支援担当課長

地域防災拠点での感染防止資器材の今後の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和 2 年度に各地域防災拠点に対して、避難所運営用の「感染防止資器材」を配布しました。

令和 5 年 5 月 23 日に新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への変更に伴う避難所等の対応について通知しましたが、今後の「感染防止資器材」の取扱いについては、次のとおりお願いします。

1 現状

(1) コンテナボックスで保管（計 2 箱）

非接触型体温計	3 本	雑巾	10 枚
腋下体温計	1 本	使い捨て手袋 (100 枚入)	1,000 枚 (10 袋)
サージカルマスク	10 箱 (500 枚)	養生テープ	10 個
小さめマスク	6 箱 (300 枚)	ごみ袋 (30L/45L)	各 2 袋 (50 枚入)
フェイスシールド	30 枚	泡ハンドソープ	10 本
消毒液 (ハイター)	10 本 (60)	ペーパータオル	10 袋

(2) 資器材ごとに保管

段ボール間仕切り及びベッド	6 セット
アルコール消毒液	40 本 (200)
受付用パーテーション	2 セット

2 今後の取扱い

(1) 引き続き備蓄をお願いしたい資器材と数量

ア 「全ての避難所等で実施する事項」で必要

資器材	数量	理由 (用途)
サージカルマスク	10 箱 (500 枚)	飛沫防止のため
小さめマスク	6 箱 (300 枚)	
消毒液 (ハイター)	2 本 (1.20)	施設消毒のため
雑巾	10 枚	
使い捨て手袋	700 枚 (100 枚 × 7 袋)	施設消毒及び食事等配布のため (約 1 月分を想定)
泡ハンドソープ	10 本	手指衛生のため
アルコール消毒液	40 本 (200)	

イ 「各避難所等の判断により追加で実施する事項」で必要

資器材	数量	理由（用途）
非接触型体温計	3本	避難所で検温の必要性が出た場合のため
腋下体温計	1本	

(参考) 発災時における感染症対策を踏まえた避難所等の運営

(1) 全ての避難所等で実施する事項

- ・マスク着用及び手指衛生の推奨
- ・避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理

(2) 各避難所等の判断により追加で実施する事項

- ・検温や聞き取り等による受付時の避難者の体調確認及び有症状者との動線分け
- ・空き教室の活用や余裕ある区割り等による避難者同士の距離の確保

ウ 資器材の更新

引き続き備蓄をお願いする資器材の、今後の更新の方向性については、決定次第お示しします。

(2) 避難所での感染症対策としては不要な資器材

「(1) 引き続き備蓄をお願いしたい資器材と数量」で挙げた資器材以外は、避難所での感染症対策としての備蓄は不要とします。

ただし、感染症対策以外にも避難所の運営に役立つ資器材もありますので、必要性については各拠点で検討していただくようお願いします。

(3) 不要な資器材の取扱い

各拠点で不要とした資器材（受付用パーテーション、段ボール間仕切り及びベッドを除く）は、各拠点で有効活用や廃棄をしていただくようお願いします。

なお、受付用パーテーションや段ボール間仕切り及びベッドは、後日、各拠点に対して必要性調査を行い、調査結果に基づき回収等の方向性を検討していきます。

3 その他

(1) 添付資料

ア 【別紙】感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考資料

イ 【令和5年5月23日付・総地第150号】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難場所等の対応について

(2) 疑義等ある場合は、担当までお願いします。

【担当】

総務局危機管理室地域防災課

森崎、福田

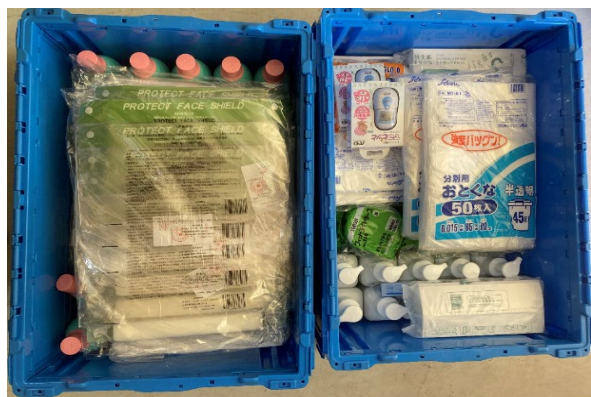
671-2011（内線：50492、50495）

so-chiikibousai@city.yokohama.jp

感染防止資器材用コンテナボックスの整理の参考

【現在】

現在は、感染防止資器材をこのように、2つのコンテナボックスで保管しています。



(残す資器材)

資器材	数量
サージカルマスク	10箱
小さめマスク	6箱
消毒液(ハイター)	2本(1.2ℓ)
雑巾	10枚
使い捨て手袋	700枚 (100枚×7袋)
泡ハンドソープ	10本
アルコール消毒液	40本(20ℓ)
非接触型体温計	3本
腋下体温計	1本

避難所運営に使えるため残す資器材

【収納例】

2つのコンテナボックスは、結構場所を取るのですが、できれば1つのコンテナボックスに収めたい…。そこで、以下のように、収納すれば、必要なものは残して、1つのコンテナボックスに収納できます。

●ステップ1

1つのコンテナボックスを空にしてから、サージカルマスク10箱、小さめマスク6箱を端に積みます。



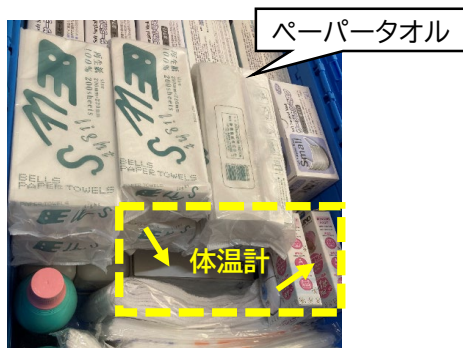
●ステップ2

中央にハンドソープ10本、消毒液2本、雑巾10枚、ゴミ袋30ℓ2袋、45ℓ2袋を整然と入れます。



●ステップ3

隙間に体温計各種、ハンドソープの上にペーパータオル7袋を乗せます。



●ステップ4

最後に、隙間に養生テープ(5本程度)を乗せれば、完成！



整理して、空いたコンテナボックスは、他の資器材の収納に使うなど、自由に使ってください！

泉生第224号
令和6年5月31日

泉区地域防災拠点運営委員長 各位

泉区総務課長
泉区生活衛生課長

ペット同行避難への対応について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業に御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難が必要な状況にも関わらず、ペットの飼い主がペット連れでは避難所を利用できないと考え、避難を躊躇したり、避難所でペット同行避難を断られ、避難ができなかったケースが報告されています。このため、自宅の納屋等で過ごしたり、避難所玄関での避難生活や車中泊を余儀なくされた避難者が発生しました。また、ペット連れで人が避難するスペースに入ってしまったために、他の避難者とトラブルとなったケースなど、混乱が生じた状況がありました。

本市では、避難が必要な時は、ペットとの同行避難を推奨しています。ペットの飼い主も含め、地域住民がためらいなく避難できるようあらかじめペット同行避難受け入れについても御準備ください。

1 飼い主と一緒に避難してきたペットを一時的に飼育する場所（以下、一時飼育場所）の設定

一時飼育場所を設定していない地域防災拠点（以下「拠点」という。）については、令和6年度に一時飼育場所の設定をお願いします。設定にあたり、御不明点がございましたら生活衛生課まで御相談ください。

設定した一時飼育場所について、ペットの一時飼育場所等調査票にて拠点参与にお知らせください（すでに設定されている拠点におかれましても、大変恐縮ですが調査票の提出をお願いいたします）。

提出期限：令和7年2月28日（金）

提出先：地域防災拠点参与

提出様式：ペットの一時飼育場所等調査票

2 飼育ルールの設定

拠点での飼育ルールを作成し、事前に周知しておくことが重要です。ペットの飼育ルールについて、ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）等を参考に設定していただきますようお願いいたします。設定にあたり、御不明点がございましたら泉区生活衛生課まで御相談ください。

3 ペット同行避難に関連した拠点訓練の実施

拠点訓練時に飼い主も交えながら、受付方法や一時飼育場所、飼育のルール等を確認していただきますよう、お願いいたします。生活衛生課では訓練等での出前講座も行ってまいります。訓練の実施方法や出前講座については生活衛生課まで御相談ください。

4 添付資料

- (1) 【別紙】 ペットの一時飼育場所等調査票
- (2) 【参考資料1】 ペットの一時飼育場所を設定しましょう
- (3) 【参考資料2】 一時飼育場所設定事例集（抜粋版）

ペット同行避難とは

大規模な災害発生時に、自宅からの避難が必要な飼い主が飼育しているペットを同行し、住んでいる地域ごとに指定された拠点などに避難することです。震災等の災害発生直後には、飼い主がペットを連れて拠点へ避難することが想定されます。しかし、拠点は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、拠点の実情に応じたペット対策を日頃から考えておく必要があります。

【参考】 横浜市ホームページにも掲載しています。

○ 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



○ ペット同行避難対応ガイドライン（ピンクの冊子）



○ 災害時ペットの一時飼育場所設置事例集



○ ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）



担当

防災に関すること

泉区総務課 危機管理・地域防災担当 豊田・靄山

TEL：045-800-2309

ペット同行避難に関すること

泉区生活衛生課 生活衛生係 安達

TEL：045-800-2451

報告様式

ペットの一時飼育場所等調査票

年 月 日

(提出先) 地域防災拠点参与

拠点名称 _____

御担当者 _____

御連絡先 _____

地域拠点でのペットの一時飼育場所を次の場所に設定しました。

ペットの一時飼育場所：

※図面や写真等の場所が分かる資料を添付してください

一時飼育場所の公表について

(いずれかに○をお願いします)

- ① 区ホームページ等での公表可能
- ② 地域住民等からの問合せ等であれば区役所から個別に回答可能
- ③ その他 ()

相談事項、備考

報告期限 令和7年2月28日

* 拠点参与の皆様指定のフォルダに提出をお願いします。

ペット同行避難の円滑な受入れのために ペットの一時飼育場所を設定しましょう

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、各避難所のペット同行避難への対応が検討、周知されていなかったことから、被災したペットの飼い主が避難できなかつたり、避難所で混乱を生じた事例が多数報告されています。

住み慣れた自宅で過ごせる在宅避難は、ペットにストレスがかからないため、自宅の被害が少なく、二次被害の危険がない場合には在宅避難も選択肢の1つです。

本市では、在宅避難が難しい場合など、必要な時はペットとの同行避難を推奨しています。「ペットの一時飼育場所事例集」等を参考に、一時飼育場所の設定を御検討ください。

事例①

避難所でペット同行避難者のペットの受入れを断ったため、避難せず危険な状態の自宅に留まる被災者や、車中泊を続ける被災者がいる。

必要な支援を受けられ
なかつたり、危険な状況を
回避できない可能性

事例②

ペット同行避難者が早く避難所に到着した時に、ペットの受入れに関するルールが決まっていなかったため、人の生活場所にペットを入れてしまった

他の避難者との間で
トラブルとなる
可能性

POINT

地域防災拠点には、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない方もいます。いざという時の混乱をさけるため、一時飼育場所を設定し、各拠点の実情に応じたペット対策を平常時から準備しておきましょう。

なお、一時飼育場所の設定に当たっては拠点の施設管理者様と御調整くださいますようお願いいたします。

ペットの一時飼育場所事例集

具体的な設定場所の例や写真等を掲載しています。
どのような場所が適当か検討しましょう。

- ◆動物飼育小屋の事例
- ◆校庭や校舎裏の事例 など



これらの資料は動物愛護センターの
ホームページからダウンロードでき
ます

横浜市 災害時のペット対策

検索



地域防災拠点におけるペットへの対応について支援を行っています!

「一時飼育場所」「ルール」設定や「同行避難受入訓練」に取り組まれる際には、各区役所生活衛生課にご相談ください。内容の検討や課題の解消に向けて、ご一緒に取り組んでまいります。

お問合せ先：泉区生活衛生課 045-800-2451

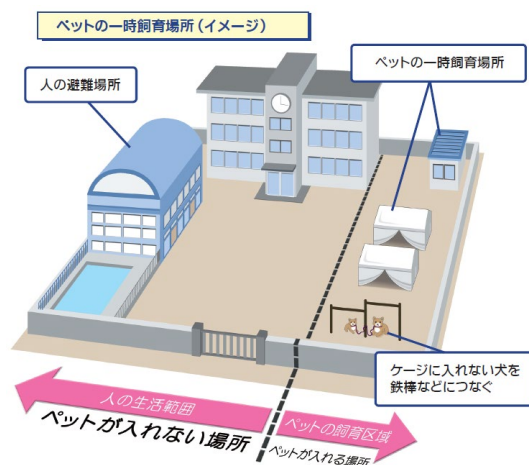
ペットの一時飼育場所事例集（抜粋版）

●一時飼育場所とは

震災時に在宅避難ができない等の理由で飼い主とともに避難してきたペットを一時的に飼育する場所のこと

●一時飼育場所の設定時の考慮事項

- ・アレルギーや動物が苦手な避難者がいることも想定し、避難者とペットの住み分けや動線の分離行う
- ・ペットに直接風雨が当たらない場所や、ブルーシートで覆うなどして当たらないように工夫をする
- ・拠点の施設管理者（学校長等）と調整のうえ設定する



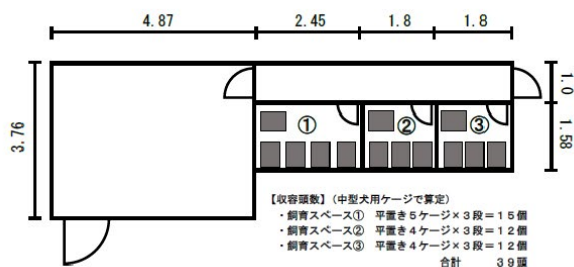
事例1 現在使用していない飼育小屋



<一時飼育場所>



ペット避難所（飼育小屋）ケージ配置図



【ペット避難所開設のポイント】

- ・犬と猫はできるだけ分けて配置します
- ・上下に積み重ねる時は結束バンド等で固定しましょう
- ・大型のケージなど、小屋の中に配置できない場合はブルーシート等で雨除けを作成します

事例2 校舎階段下



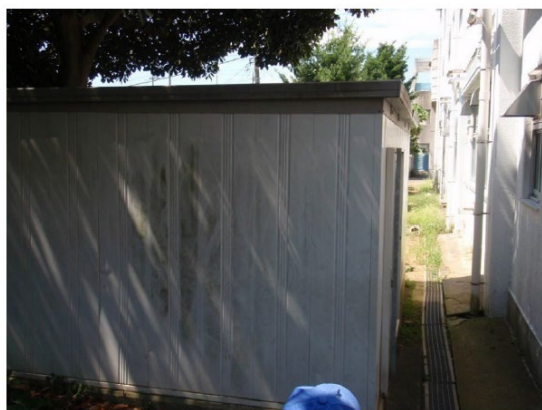
<一時飼育場所> (階段下)



事例3 現在使用していない倉庫



<一時飼育場所>



事例4 校庭の一部



雲梯

校庭にある遊具を活用する方法も有効です

- ・雲梯にブルーシートをかけて中にケージを置く



助木・鉄棒

- ・鉄棒等にリードでつなぐ
※リードでつなぐ際は特に脱走に注意

各種書類の提出について

泉地域防災拠点運営委員会連絡協議会
 令和6年5月31日
 泉区総務課

1 令和6年度の地域防災拠点運営委員会の組織等について

次の各書類を作成いただき御提出ください。

様式	書類名	提出先	提出時期・期限
第1号	地域防災拠点運営委員会 名簿	事務局 (区総務課)	役員決定後すぐに
第2号	地域防災拠点運営委員会 各班名簿		
第3号	地域防災拠点 鍵管理者名簿	学校長 及び事務局 (区総務課)	

※第1号様式及び第2号様式については、所定の記載内容を満たしていれば様式は問いません。

2 地域防災拠点防災備蓄庫備蓄物資等の点検について

防災備蓄庫内の備蓄品及び資機材の在庫数量及び作動状況を点検してください。点検の結果を次の書類で御提出ください。

また、防災備蓄庫にある備蓄品、資機材等で現行防災計画に無い備蓄品、資機材等で回収を希望するものがありましたら備蓄庫入口付近にまとめいただき、第7号様式を御提出ください。

様式	書類名	提出先	提出時期・期限
第4号	地域防災拠点 備蓄食料確認表	事務局 (区総務課)	点検実施後 3週間以内
第5号	地域防災拠点 防災備蓄庫資機材リスト		
第6号	地域防災拠点 備蓄物資状況確認報告書		
第7号	備蓄資機材等回収希望連絡票		随時

3 地域防災拠点開設・運営訓練に係る書類

地域防災拠点開設・運営訓練の実施について周知するため、泉区ホームページで訓練日程等を公開します。訓練日程が確定しましたら第8号様式で御提出ください。

様式	書類名	提出先	提出時期・期限
第8号	地域防災拠点 訓練開催日程等連絡票	事務局 (区総務課)	訓練日程確定後 速やかに

4 地域防災拠点運営委員会助成金の申請について

地域防災拠点運営委員会の活動（会議・訓練）経費について助成します。本助成金に係る提出書類は次のとおりです。詳細は【資料6-2】助成金申請の手引きを参照してください。

様式	書類名	提出先	提出時期・期限
1	地域防災拠点運営委員会助成金交付申請書	事務局 (区総務課)	助成金の申請時
5	地域防災拠点運営委員会助成金請求書		交付決定通知書 交付後
6	地域防災拠点運営委員会助成金事業報告書		令和7年1～3月 ※訓練等事業 完了後速やかに
7	地域防災拠点運営委員会助成金精算報告書		

※各種提出書類に係るデータは、泉区ホームページにてダウンロードいただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/bosai-bohan/saigai/yoshiki.html>

担当：泉区総務課防災担当 豊田・榎山
T E L：800-2309
F A X：800-2505
Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

令和6年度 地域防災拠点（泉区）

応急給水訓練の実施

横浜市水道局 三ツ境水道事務所



水道局では、今年1月に発生した能登半島地震や東日本大震災などの教訓を踏まえて、被害を最小限にとどめるため、水道施設の耐震化や災害時給水所の整備などを進めています。

また、震災時は、区役所と連携を図り、他都市や横浜市管工事協同組合などの協力を受けて、応急給水や応急復旧活動を行うこととしています。

しかし、水道施設や道路などの被害状況によって、全ての地域防災拠点で、迅速に応急給水活動を行うことが極めて難しい状況も想定されます。

そこで、地域の皆さまには、「自助」としての飲料水の備蓄に加えて、地域防災拠点などに設置してある災害用地下給水タンクからの応急給水活動に積極的にご参加していただき、助け合いの「共助」で震災時に飲料水が確保できるようにしておくことが大切になります。

この資料では、三ツ境水道事務所が地域の防災訓練で実施する応急給水訓練の内容を紹介しています。

地域防災拠点で応急給水訓練を実施される場合にご参照していただき、訓練内容をご検討くださいますようお願いいたします。

問合わせ先

横浜市水道局 三ツ境水道事務所

事務係 齊藤・亀江

住所：瀬谷区二ツ橋町 553 番地（〒246-0021）

電話：363-1541 FAX：363-2630

(2の講話も含まれます)

1 災害用地下給水タンク（地下タンク）からの応急給水訓練（実地）

《内 容》

水道局の職員（2名程度）が、地域で行われる応急給水訓練に出向き、

- ①地下タンクと応急給水装置の場所
- ②応急給水装置の搬入方法
- ③地下タンクの開設方法
- ④応急給水装置の組立方法
- ⑤水質の確認方法
- ⑥開設後の運用

などを地域防災拠点の応急給水を担当する皆さまに説明して、実際に地域のみなさまに地下タンクの開設と応急給水装置の組み立てを行っていただき、開設方法を身に付けてもらいます。



水道局の訓練は、地域防災拠点の応急給水体制を作るために実施させていただきますので、防災ライセンスをお持ちの方や操作方法を経験された方を中心にご参加をお願いします。

なお、地域の防災訓練では、水道局の訓練にご参加された方が中心となって、地域の皆さまに応急給水の実技などが行われるようご協力をお願いします。

《対象場所》 地下タンクが設置された地域防災拠点、または、隣接する拠点

《申込方法》 「応急給水訓練依頼書」を水道局に提出してください。

※横浜市管工事協同組合も訓練に参加、協力をいたします

2 災害時における飲料水の確保について（講話）

《内 容》 災害時に飲料水を確保できる場所（災害時給水所）の認知度の向上や飲料水備蓄の必要性などについてパネルなどを使って説明します。

《所要時間》 15～30分程度（説明回数など訓練の進行に応じて調整します）

《申込方法》 「応急給水訓練依頼書」を水道局に提出してください。

【その他の応急給水訓練】

その他、応急給水訓練に係るご要望、ご相談につきましては、三ツ境水道事務所までお問い合わせください。

～ 学校受水槽からの応急給水 ～

学校受水槽を活用した応急給水の訓練は、総務局危機管理課が窓口となりますので、区役所の危機管理担当にお問い合わせください。

この「応急給水訓練依頼書」に必要事項をご記入の上、FAXで水道局に送信してください。
確認後、後日ご連絡いたします。

横浜市水道局 三ツ境水道事務所 行

FAX 363-2630 (電話 363-1541)

令和 年 月 日

応急給水訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

依頼者（電話番号）： 氏名 ()

地域防災拠点名		
運営委員会委員長名		
区役所参与名		
実施場所		
実施日時	実施日	令和 年 月 日 ()
	防災訓練全体の時間	時 分 ~ 時 分
	水道局の現地到着時間	時 分
訓練内容	<input type="checkbox"/> 災害用地下給水タンクからの応急給水訓練 (地域住民による開設訓練) <input type="checkbox"/> 災害時における飲料水の確保について(講話) <input type="checkbox"/> その他 ()	
雨天・荒天等緊急時の対応	訓練実施の判断時間	訓練当日の 時 分頃
	中止時緊急連絡先 【中止時のみ】	水道局公用携帯 070-6911-7826
	当日中止の場合	延期 (月 日) ・ 中止
防災訓練全体の参加予定人数	約 人	
上記のうち、水道局による訓練の参加予定人数、訓練時間	・グループ数： グループ ・1グループの人数： 約 人 ・1グループの訓練時間： 約 分	
運営委員会の資料または訓練計画等の水道局への資料提出	提出可 ・ 後日提出 ・ 未作成	
水道局との窓口担当者	・依頼者と同じ ・その他(氏名：) (電話番号：)	
その他連絡事項等		

- ※ 他の訓練日程が重なる場合は、ご希望に添えないことがございます。予めご了承ください。
訓練日程を決める際には、出来るだけ早めに水道局へご確認をお願いします。
- ※ 災害用地下給水タンクからの応急給水訓練は事前作業が必要なため、突発事故等の緊急対応時には作業ができず、訓練当日には給水体験ができないことがあります。

令和6年度 地域防災拠点運営研修 集合研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員の方が受講できます。

地域防災拠点運営委員会ごとに、2名まで申し込み可能です。

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

導入	「地域防災拠点について」	
第1部	【講話】 「避難所運営は開設時がポイント」 講師：和泉 禮子 氏 (旭区東希望が丘小学校地域防災拠点運営委員長)	地域防災拠点運営委員長の方にご登壇いただき、『避難所開設』や『開設から運営への移行』のポイントについてお話しいたします。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか体験します。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月24日(土)	9:30~12:30	青葉公会堂	約60名
第2回	9月7日(土)	9:30~12:30	中区役所	約60名
第3回	9月28日(土)	9:30~12:30	栄区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日(第3希望まで選択可能)、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みをお願いいたします。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和6年7月23日(火)まで

※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認の上、お申し込みください。

※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。

※ お申込の重複にご注意ください。また、お申込み完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取り消しができません。お申し込み内容の変更・取り消し等をご希望の場合は、以下「5 お問い合わせ先」の担当までご相談ください。

※ 「横浜市電子申請・届出システム」によるお申し込みが難しい場合には、次ページの「5 お問い合わせ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

8月初め頃、総務局地域防災課より、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

お申込み時のメールアドレスが誤っていると、「受講決定メール」をお送りすることができません。お申し込みの際には、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.jp」の受信が可能なアドレスでお申込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

6 その他

当日午前7時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コードまたはインターネット検索によりアクセスしてください



横浜市防災情報ポータル

検索

令和6年度 地域防災拠点運営研修 自宅学習編のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講できます。お申込みも不要です。

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講をお願いします。

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、以下の「二次元コード」または「インターネット検索」によりアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3 受講可能期間

いつでも受講できます。（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市総務局地域防災課（森崎、福田）

電話番号：045-671-2011

別紙

自宅学習編 受講手順

- ① トップページ画面右下の「WEB研修」をクリックします。



- ② 「登録せずに自由閲覧」、または「ログインして受講」が可能です。
なお、修了証を発行するためには「ログイン」のうえ受講していただく必要があります。
はじめてご利用の方は、「新規登録」ボタンから登録をしてください。

登録なしで自由に閲覧する方

コース内にある動画や確認テストの中から気になるコンテンツを自由に学ぶことができます。

※受講状況の確認（学習履歴の保存）や修了証を発行することは出来ません。利用登録をしないで、閲覧される方は「自由閲覧」をクリックしてください。

ログイン

ニックネーム

パスワード

ニックネーム、パスワードが不明になった方は再度新規登録をしてください。

はじめてご利用の方

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。

「新規登録」をする場合は、以下の画面で必要事項を入力の上、登録をお願いします。

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム（ID）とパスワードは必ずお手元にお控えください。
※ID/パスワードを忘れた場合は、再度新規登録を行ってください。
※修了証の発行には登録が必須です。（団体で発行する場合は代表者の登録）

ニックネーム
他の利用者と同じお名前（ID）は使えません

パスワード
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。

パスワード（確認用）
確認のためもう一度パスワードをご入力ください。

お住まいの区

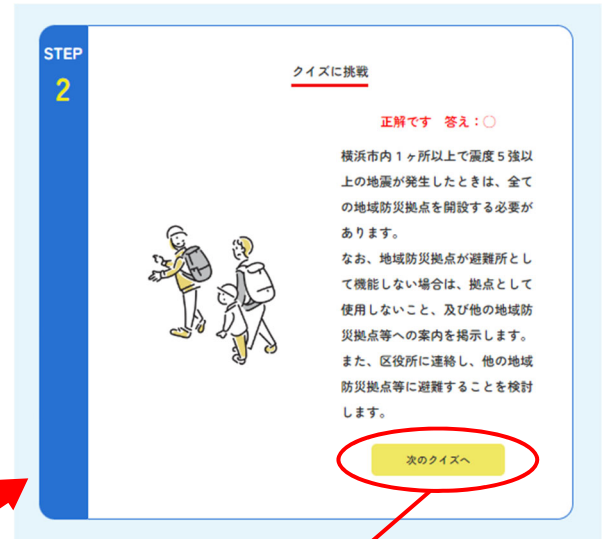
- ③ 「WEB 研修」のページにアクセスし、「地域防災拠点運営研修」をクリックします。



- ④ 「地域防災拠点の運営について」をクリックします。



- ⑤ 動画『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』を閲覧します。閲覧が完了したら、STEP2のミニテストを実施しましょう。



クイズは全部で3問出題され、最後のクイズまで回答し、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画へ進みます。

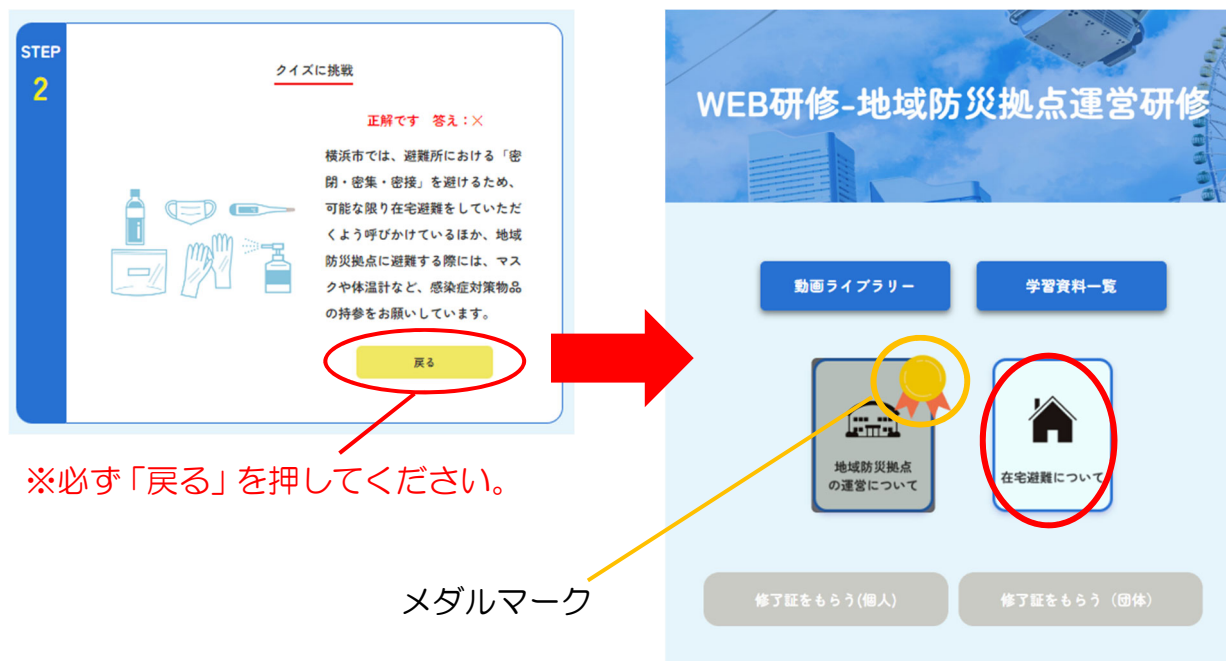
- ⑥ 『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』が表示されます。なお、動画上部の▼マークをクリックしても、動画は切り替え可能です。⑤同様、2つ目の動画『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』を閲覧し、STEP2のミニテストを実施しましょう。



ここをクリックして、動画を切り替えることができます。



- ⑦ 最後のクイズまで回答し、「戻る」ボタンを押すと、④の画面に戻ります。
 (受講が完了すると、右の図のようにメダルマークが付きます。)
 続いて、「在宅避難について」をクリックします。



- ⑧ 動画『在宅避難について』を閲覧します。
 閲覧が完了したら、STEP2のミニテストを実施しましょう。



⑨ 全ての動画の閲覧、ミニテストの回答が完了すると、以下画像のように、両方にメダルマークが付き、修了証の発行が可能となります。個人で修了証を発行する場合は、「修了証をもらう（個人）」を、団体でまとめて発行する場合は「修了証をもらう（団体）」を選択し、修了証を発行してください。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」を押します。

The screenshot shows a form titled '自分の名前を入力して、修了証をもらおう' (Enter your name and get the certificate). It has three input fields: '行政区' (Administrative district) with a dropdown menu showing '鶴見区' (Kosugi-ku); '団体名' (Organization name) with a dropdown menu showing '■地域防災拠点' (Regional disaster prevention base); and '名前' (Name) with a text box containing '横浜 太郎' (Yokohama Taro). Below the fields is a yellow button labeled '修了証をもらう' (Get certificate), which is circled in red. A red arrow points from this button to the next screen.

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」を押します。



修了証が発行されますので、ダウンロード、または印刷してご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合

【※注意】

「修了証をもらう（団体）」における団体名は、システムの都合上、9文字以上の入力できません。

9字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう（個人）」から、修了証の発行をお願いします。



行政区

団体名

一人ずつ発行したい場合はこちらに入力してください
※行政区・団体名は必須事項になります

名前1	<input type="text" value="横浜 太郎"/>	名前11	<input type="text"/>
名前2	<input type="text" value="横浜 花子"/>	名前12	<input type="text"/>
名前3	<input type="text"/>	名前13	<input type="text"/>
名前4	<input type="text"/>	名前14	<input type="text"/>
名前5	<input type="text"/>	名前15	<input type="text"/>
名前6	<input type="text"/>	名前16	<input type="text"/>
名前7	<input type="text"/>	名前17	<input type="text"/>
名前8	<input type="text"/>	名前18	<input type="text"/>
名前9	<input type="text"/>	名前19	<input type="text"/>
名前10	<input type="text"/>	名前20	<input type="text"/>



「団体名で修了証を発行」は、行政区、団体名のみ記載された修了証が発行できます。



「修了証をもらう」では、名前を入力した複数の受講者の修了証を、まとめて発行できます。

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修への参加について（依頼）

「横浜市防災計画」においては、地域防災拠点運営への女性の参画等により、多様な意見を反映するとともに、性別を問わず安全に、安心して設備・支援を利用できる工夫を行うよう、定められています。これを踏まえ、市内すべての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

1 研修内容

(1) 研修のねらい

- ア 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災拠点運営の必要性の理解を促進します。
- イ 横浜市内約450か所の地域防災拠点の運営委員長等を対象とした研修を通じて横浜市全体に男女共同参画の視点の重要性の理解を広げていきます。

(2) 研修概要

- ア 定員：各回150人（年3回、同内容で実施）
- イ 参加費：無料
- ウ 研修カリキュラム（質疑応答含め2時間程度）
 - 講義：避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは（仮題）※
 - 事例報告：女性の参画がいきた地域防災訓練のヒント（仮題）

※災害関連死を防ぎ、すべての住民の安全と健康を守るために、避難生活での助け合いをどのように進めて行くか、内閣府の避難所運営ガイドラインの策定委員でもある講師からお話を聞くことができます。

【日程】

日程	時間	会場
令和6年10月9日（水）	10時	男女共同参画センター横浜（戸塚区）
令和6年11月12日（火）	～12時	男女共同参画センター横浜北（青葉区）
令和7年1月25日（土）		関内ホール小ホール（中区）

2 依頼事項

- (1) 各拠点の運営委員長におかれましては、ぜひご参加をご検討ください。

※原則として委員長が対象ですが、御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。各拠点委員長に加えて1名、計2名まで参加可能です。

(2) 別紙「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修受講申込書受講申込書」を御確認いただき、FAX又は二次元コードでお申し込みください。

(3) 申込期間は5月7日(火)から7月31日(水)までです。

【参考】横浜市防災計画(抜粋)

第2章 災害対策の基本

第1節 対策の基本

○ 地域には、性別及び性自認、年齢、障害、健康状態、国籍等、様々な個性や背景を持つ人が居住している。また、災害時において、被災者の状況や必要とする支援は、一人ひとり異なるあらゆる主体は、災害対策において、犯罪や暴力、差別、不平等な取扱い等が生じることのないよう人権尊重を基調として取り組むとともに、多様な視点・意見・ニーズの反映がなされるよう、地域活動や避難所運営への女性等の参画等の取組を進める

第6章 災害に強い人づくり及び地域づくり

第1節 自助及び共助の基本

3 多様な主体の参画促進及び相互協力

○ 市民、地域及び事業者は、災害時における個々のニーズ(性別、配慮事項等)の違いに配慮した研修・訓練の実施、若年者の参加促進による地域防災の担い手育成、女性の防災リーダーの育成、地域防災拠点運営委員会への女性の参画促進等に努める

第8章 避難

第4節 指定避難所(地域防災拠点)

○ 避難所運営にあたっては、主に次の事項に留意する。その他、状況に応じて、必要な配慮を行う。

ア 多様な意見の反映(運営側への女性の参画等)

イ 避難者への暴力等を防ぐための防犯の強化(地域防災拠点における照明配置の工夫、女性も含めた班編成による巡回の実施など)

ウ プライバシーへの配慮(着替え、下着等の洗濯等)、物資配布時の配慮(女性用物資の女性による配布、必要な人が必要な支給物品(衣服、下着、女性用物資)を受け取れる配慮等)

エ 性別を問わず設備・支援を安全・安心に利用できる工夫(男女別設備・スペースに加えた多機能トイレの活用・個室の更衣スペース等の設置、設置場所、経路及び照明の工夫等)

オ 妊産婦への配慮(休息・授乳スペースの確保、健康管理、栄養相談、保健指導、分娩・診察に対応できるよう医療機関等の情報提供、必要な物資等の配布、妊娠早期の者への配慮等)

担 当 政策経営局男女共同参画推進課

佐藤・赤間

電 話 045-671-2017

Eメール ss-danjo@city.yokohama.jp

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 ～地域防災拠点の安心づくりに女性の力を

これまでの災害で、地域防災拠点運営に男女共同参画の視点が不足していることが大きな課題となっており、直近の能登半島地震でも改めて課題が浮き彫りになりました。そこで、市内全ての地域防災拠点を対象に、男女共同参画の視点の重要性や地域での取組に活かせるヒントをお伝えする研修を開催します。ぜひご参加ください。

※各回の内容は同じですので、いずれかにご参加ください。



参加費無料

10月9日（水）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜
戸塚区上倉田町435-1
JR・市営地下鉄戸塚駅徒歩5分

11月12日（火）

10：00～12：00

会場：

男女共同参画センター横浜北
青葉区あざみ野南1-17-3
東急田園都市線・市営地下鉄
あざみ野駅徒歩7分

2025年1月25日（土）

10：00～12：00

会場：

関内ホール（小ホール）
中区住吉町4-42-1
JR・市営地下鉄関内駅
徒歩6分

カリキュラム

■講義

「避難所運営にいかす男女共同
参画の視点とは」（仮題）

講師：浅野幸子

（早稲田大学地域社会と危機
管理研究所）

■地域からの報告

「女性の参画がいきた地域防災
～運営や訓練の事例」（仮題）

■質疑応答

対 象：地域防災拠点の運営委員長等

申込方法：

「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」

受講申込書に必要事項を記入の上、FAX送信または
二次元コードにてお申し込みください。

受講決定のご案内は、8月中に受講者宛に郵送します。

受付期間：5月7日（火）～7月31日（水）

問合せ先：男女共同参画センター横浜
地域防災研修事務局
電話：045-862-5052

主催：横浜市 政策経営局男女共同参画推進課
企画実施：（公財）横浜市男女共同参画推進協会

※定員：各回150人

男女共同参画の視点を取り入れた防災研修 受講申込書

地域防災拠点名： 区

運営委員長名：

電話番号：

■令和6年度「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修」に以下の通り申し込みます。
※2名まで参加可能です。原則として委員長には御参加いただきたいと考えていますが、御都合がつかない場合などは、副委員長等、中心的に運営に携わっている方がご出席ください。

氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号	受講希望日程	
			第一希望	第二希望
フリガナ:	〒		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回
フリガナ:	〒		<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回	<input type="checkbox"/> 第1回 <input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回

- ・日程調整の都合上、受講可能日はできるだけ第二希望までご記載ください。
- ・受講決定のご案内は、8月中にお知らせする予定です。
- ・提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■実施日時と会場

実施日時	第1回	第2回	第3回
	10月9日(水)10:00~12:00	11月12日(火)10:00~12:00	1月25日(土)10:00~12:00
会場	男女共同参画センター横浜 (戸塚区上倉田町 435-1) JR/市営地下鉄戸塚駅より 徒歩5分	男女共同参画センター横浜北 (青葉区あざみ野南 1-17-3)東 急田園都市線/市営地下鉄 あざみ野駅より徒歩7分	関内ホール (中区住吉町 4-42-1) JR/市営地下鉄関内駅より 徒歩6分

申し込み先：5月7日(火)より受付
FAXで事務局(865-4671)に送信してください。
又は右の二次元コードでも申し込み可能です。
7月31日(水)までにお申込みください。



■研修全般に関するお問い合わせ

事務局：男女共同参画センター横浜
白藤・齋藤・鯨岡
電話：862-5052

■主催

政策経営局男女共同参画推進課 佐藤・赤間
電話：671-2017
Eメール：ss-danjo@city.yokohama.jp

地域防災拠点運営委員長

令和6年5月9日

セイフティーネットプロジェクト横浜

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和6年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL:045-681-1211 / Fax:045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布。

- ・説明文書(趣旨書):1
- ・コミュニケーションボード:3
- ・啓発チラシ:3
- ・文字盤:3
- ・バンダナ:緑色3、黄色3



<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211/Fax:045-680-1550

横浜市健康福祉局障害施策推進課

TEL:045-671-3598/Fax:045-671-3566

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セーフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セーフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。
日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



そらだん
相談したい
I'd like a consultation



すこし待ってください
Please wait for a moment



アレルギー
shrimp allergy

支えあう

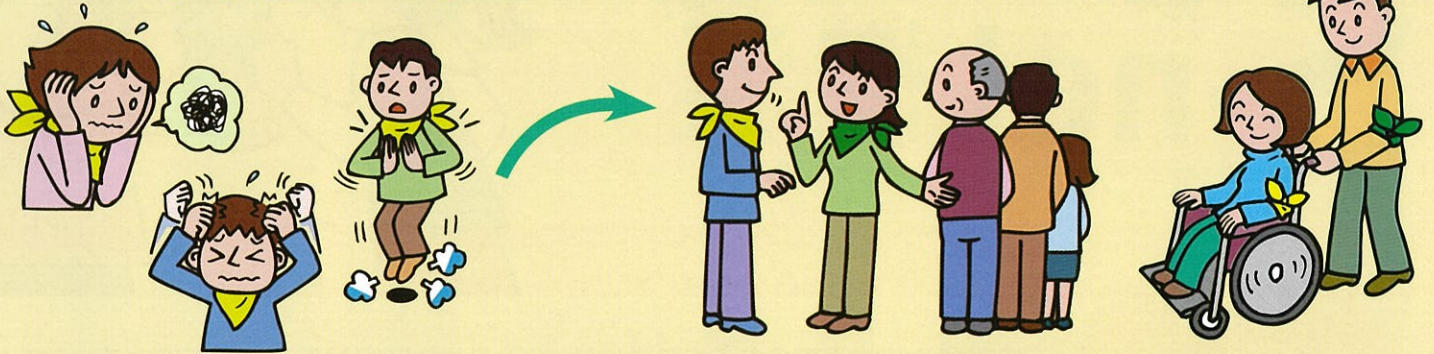
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が
必要

支援が
できる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



● 状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

● 具体的にゆっくりと確かめながらお話します。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援―避難場所編―」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



● S-net 横浜 事務局に相談

● 担い手の皆さんと調整

● 出前講座の様子
すでに、のべ100以上の講演
が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL: 045-681-1211 FAX: 045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



— セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市中心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

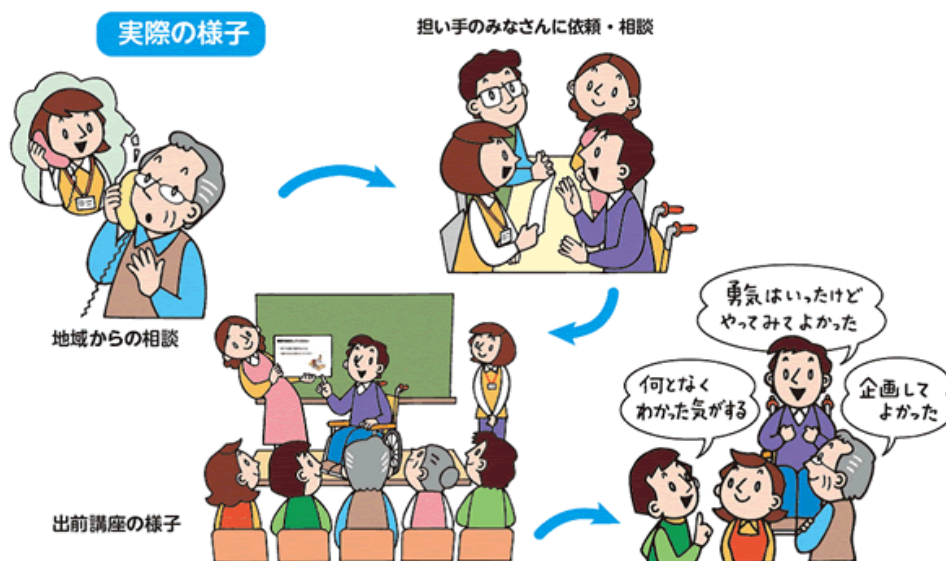


災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット
(H19年度作成・H30年度改訂)

この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



各区総務課長

総地第128号
令和6年5月23日
総務局地域防災課
避難等支援担当課長

令和6年度 災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（通知）

令和3年度に横浜市立小中学校に設置された教育用 Wi-Fi 設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった拠点において、地域防災拠点訓練などの際に、接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

令和6年度においても、希望する拠点においてWi-Fi接続・運用訓練を実施することが可能ですので、次のとおりご案内します。

1 実施可能日

実施希望のあった日

※ 廃校等一部の拠点では、教育用 Wi-Fi 設備が整備されていないため、接続・運用訓練は実施できません。詳細は、「【参考資料】令和6年度地域防災拠点一覧」をご参照ください。

2 実施日の調整方法

~~「【別紙】Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に、実施拠点名、実施希望日を記入のうえ、地域防災課担当者へメールで提出してください。~~

~~送付先メールアドレス：so-chiikibousai@city.yokohama.jp~~

担当：泉区総務課防災担当豊田・初山

TEL：800-2309

FAX：800-2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

3 提出期限

日程が決定次第適宜ご提出ください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局へアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の1週間前までにはご提出いただけますよう、よろしくお願いいたします。

4 添付資料

~~・【別紙】Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票~~~~・【参考資料】令和6年度地域防災拠点一覧~~

・【参考資料】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

担当：総務局地域防災課
森崎、福田
671-2011

【参考資料】 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

「災害時避難者向け Wi-Fi の運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向け Wi-Fi が使用できます。

① 提供 SSID

「YY_NET-SAIGAI」

② 接続方法例

(1) 端末の Wi-Fi 機能を有効。

(2) 「YY_NET-SAIGAI」と表示されている SSID を選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

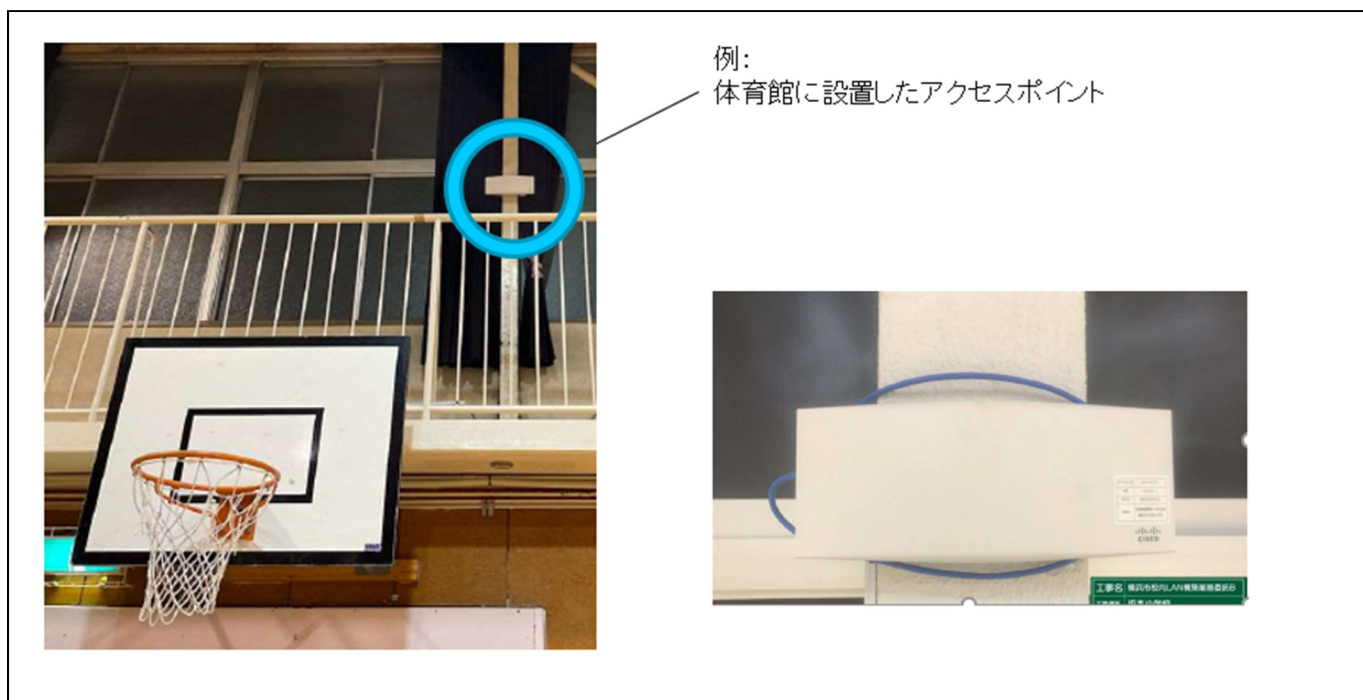
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源 OFF や Wi-Fi 機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。